

岩手県市町村総合事務組合規程第4号（令和2年5月28日公布）

市町村議会の議員その他非常勤の職員の補償請求書等の様式に関する規程の一部を改正する規程

市町村議会の議員その他非常勤の職員の補償請求書等の様式に関する規程（平成元年岩手県市町村総合事務組合規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>別記様式第6号の3中</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>*4 死亡した要介護年金受給権者に係る障害の部位・程度</p> <p><input type="checkbox"/> <u>せき髄</u>その他神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し（有し）、常に介護を要するもの（第1級）</p> <p><input type="checkbox"/> 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し（有し）、常に介護を要するもの（第1級）</p> <p>傷病等級第1級又は障害等級第1級に最初に該当することとなった日</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> </div>	<p>別記様式第6号の3中</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>*4 死亡した要介護年金受給権者に係る障害の部位・程度</p> <p><input type="checkbox"/> 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し（有し）、常に介護を要するもの（第1級）</p> <p><input type="checkbox"/> <u>神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し（有し）、随時介護を要するもの（第2級）</u></p> <p><input type="checkbox"/> 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し（有し）、常に介護を要するもの（第1級）</p> <p><input type="checkbox"/> <u>胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し（有し）、随時介護を要するもの（第2級）</u></p> <p>傷病等級第1級若しくは第2級又は障害等級第1級若しくは第2級に最初に該当することとなった日</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> </div>

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の市町村議会の議員その他非常勤の職員の補償請求書等の様式に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和2年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 改正後の規程別記様式第6号の3の規定は、適用日以後の期間に係る長期家族介護者援護金の請求について適用し、適用日前の期間に係る長期家族介護者援護金の請求については、なお従前の例による。